

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 16 日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合に活用できる旨を、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示ししているところです。

この度、雇用調整助成金の申請期限が延長されたことや、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けとることができなかつた方に支給）の申請期限を周知するリーフレット等（別添1～3）が、厚生労働省職業安定局にて作成されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知や助成金等の活用の促進等について、ご協力をいただくことをお願いいたします。